

令和3年10月4日

①学校名：	九州産業大学 大学院		②所在地：	福岡県福岡市東区松香台二丁目3番1号		
③課程名：	芸術研究科 造形表現専攻 デザイン領域		④正規課程／履修 証明プログラム：	正規課程	⑤開設年月日：	2012/4/1
⑥責任者：	芸術研究科長 青木 幹太		⑦定員：	造形表現専攻14名 (令和2年度デザイン領域修了者数4名)	⑧期間：	2年間
⑨申請する課程の 目的・概要：	芸術研究科は、21世紀の知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人など、多様化する社会に応えられる有為な人材の育成を目標にしている。その中でデザイン領域では、急速な技術革新やグローバル社会への展開を背景にして、先端技術を活用したデザインエンジニアリング、デザイン思考やデザインマネージメントなど企業経営等への応用などの産業社会の期待に応えるために、専門的な知識や技術の深耕とともに、テクノロジーやサイエンスなどの研究分野や産業界と連携した実践的なカリキュラムを開設し、創造的思考力やプロジェクト推進力、リーダーシップ等を備えた実践型のデザイナー、クリエーターの育成を目指している。					
⑩10テーマへの 該当の有無	女性活躍	⑪履修資格：	次の各号の一に該当する者 (1)学校教育法第83条の大学を卒業した者 (2)独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 (5)我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (6)専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者 (7)文部科学大臣の指定した者 (8)大学院において個別の入学資格審査により認めた者			
⑫対象とする職業 の種類：	アーティスト、作家、デザイナー、クリエイター、研究者、マネージャー、ファシリテータ					
⑬身に付けること のできる能力：	(身に付けられる知識、技術、技能) 芸術諸領域における専門的な知識・技術、それらを社会の様々な場面で活用する能力、研究に裏打ちされた思考力・判断力・表現力		(得られる能力) 創造的思考力、プロジェクト推進力、リーダーシップ、統合力			
⑭教育課程：	1年次は、「芸術表現総合研究I」で、デザイナーや教育・研究者に繋がる基礎的な能力を修得し、「造形表現超域演習」で芸術分野を横断した創作活動を通して、芸術表現や写真・映像領域の知識を広げ、1～2年次に開講する「プロジェクト実践演習A・B・C」で外部企業と連携した産学連携プロジェクトで企業現場のデザイン活動や企業人との交流を通して、問題解決力や創造的思考力やプロジェクト推進力、リーダーシップなどの実践的能力を修得する。2年次は、「デザイン総合研究II」で、専門的、実践的な知識、手法を学修するとともに、特定課題の制作を行い、「デザイン応用演習」で、産学連携や他分野との連携を伴う研究課題に関連したプロジェクト活動を、外部デザイナーや企業スタッフ、研究者等と共同で実践する。2年間で専門的な知識や技術の深耕とともに、超域演習やプロジェクト実践演習で、創造的思考力やプロジェクト推進力、リーダーシップ等を備えた実践型のデザイナー、クリエーター能力を高める教育課程になっている。					

<p>⑯修了要件（修了授業時数等）：</p>	<p>必修科目として、指導教員が担当する総合研究科目8単位及び応用演習科目4単位、選択科目として、芸術表現理論科目4単位及び総合研究と同一領域の特定演習科目4単位を含め、計18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ修士の学位論文又は特定の課題（作品等）についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するものとする。</p>					
<p>⑰修了時に付与される学位・資格</p>	<p>修士（芸術）</p>					
<p>⑱総授業時数：</p>	102 単位	<p>⑲要件該当授業時数：</p>	68単位	<p>該当要件</p>	<p>双方向、実務家</p>	<p>⑳要件該当授業時数／総授業時数： 67%</p>
<p>㉑成績評価の方法：</p>	<p>到達度目標は、第一に研究科の課程全体を教育訓練目標とする場合、博士前期課程を修了することが本研究科の到達すべき目標であり、第二に課程を構成している授業科目の一つ一つにおいて、成績評価である優、良、可、不可のうち、可以上の成績、つまり単位を修得できる合格点を取ることが教育訓練の目標になる。</p> <p>到達度目標に対する評価方法は、第一に学生は2年間の研究指導を受け、修了要件となる必要単位（30単位以上）を満たし、かつ修士論文又は特定の課題（作品等）の審査および最終試験に合格することによって、最終の到達目標である修士の学位を取得できる。具体的な評価方法としては、2年次に修士論文又は特定の課題（作品等）の内容について、研究科の教員と大学院生の前で中間発表（内容の口頭発表と質疑応答）を行い、研究指導教員の評価を受け、修士論文の執筆及び特定の課題（作品等）の制作を開始する。提出された修士論文又は特定の課題（作品等）は、研究指導教員、専攻の近い研究科の専任教員2名による審査委員会で審査され、3名による最終試験である口頭試問を受ける。研究指導教員は審査報告書を作成し研究科長に提出後、研究科委員会の承認を経て、最終的には学長が学位を授与する。</p> <p>第二に授業時間は、原則的に14回あり、その成績の評価方法は教員によって多少の違いはあるが、授業内容に関連するレポートや作品制作等によって行われることが多い。また授業中、特定のテーマについて学生に発表させ、その評価点をレポート評価に加える場合もある。</p>					
<p>㉒自己点検・評価の方法：</p>	<p>[学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。]</p> <p>本学は、各学部、各研究科及び大学事務局各部等の長を委員長とした自己点検・評価実施委員会を各学部、各研究科及び大学事務局各部等に設置し、大学全体の自己点検・評価委員会（委員長：副学長）が策定した基本方針に基づき、諸活動について、毎年、点検・評価を行うこととしている。</p> <p>また、各実施委員会委員長は、自己点検・評価を行った結果、自己点検・評価実施報告書を作成し、自己点検・評価委員会委員長に提出することとなっている。</p> <p>自己点検・評価委員会委員長は、各学部、各研究科及び大学事務局各部等から提出された自己点検・評価実施報告書を取りまとめ、「自己点検・評価報告書」を作成し、広く学内外に公表している。</p> <p>自己点検・評価の実施に係る基本的な点検・評価項目は、公益財団法人大学基準協会の大学基準に準拠し、「自己点検・評価規程（大学）」に規定している。特にその中でも、各学部、各研究科においては、「教育課程・学習成果」の点検・評価項目に力点を置き、自己点検・評価を行っている。</p> <p>また、本学では、内部質保証の推進を図る目的で内部質保証委員会（委員長：大学長）を設置し、自己点検・評価について検証を行い、併せて、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育の質の向上を図ることを目的として設置された外部有識者（経済、産業界関係者・教育関係者・地域関係者）による外部評価を受け、自己点検・評価活動等の評価を行っている。</p> <p>なお、外部評価委員会における外部評価結果、及び内部質保証委員会から出された意見等については、内部質保証委員会から自己点検・評価委員会等を通して全学的に周知を図り、改善に向けて取り組む内部質保証システムを構築している。</p>					
<p>㉓修了者の状況に係る効果検証の方法：</p>	<p>学位を授与された者に対してアンケート調査を実施し、それぞれが目指すキャリアアップまたはキャリアエンジができるかを検証する。また卒業生組織を通して、定期的に修了者の就業等の状況を把握し、研究科委員会において検証している。</p>					

(23)企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成) カリキュラムの構成や科目の内容の有効性、適切性について、意見交換を行い、教育課程の見直しや編成に反映させている。</p> <p>(自己点検・評価) 研究科の自己点検・評価実施委員会及び大学全体の自己点検・評価実施委員会において、教育課程等について点検・評価を行い、次年度の改善に繋げている。</p>
(24)社会人が受講しやすい工夫:	<p>(長期履修制度) 社会人の大学院生が希望した場合に、博士前期課程は2年の修業年限を3年又は4年とすることができる。また、年間の経済的な負担を減らすため、2年分の修学費の合計額をそれぞれ分割して納付することができる。</p> <p>(昼夜開講制) 社会人の大学院生が希望した場合に、教員と時間割を調整し、5限目（17時40分から19時20分）、6限目（19時30分～21時10分）の夜間の時間帯で科目を受講することができる。</p> <p>(教育訓練給付金（一般）) 芸術研究科 造形表現専攻 デザイン領域は、教育訓練講座として厚生労働省から指定を受けており、上限額10万円の給付を受けることができる。</p> <p>また、社会人の大学院生については、大学院設置基準第14条(教育方法の特例)に基づき、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることになっている。</p>
(25)ホームページ:	(URL) https://vision.ip.kyusan-u.ac.jp/art-gs/

事務担当者名:	福田 克司	所属部署:	教務部大学院事務室
連絡先:	(電話番号) (E-mail)	092-673-5508 kfukuda@ip.kyusan-u.ac.jp	

*パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

*様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ（文部科学省使用）」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。